

令和6年（2024年）

熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会

日 時：令和6年（2024年）8月26日
午後1時半

場 所：県庁行政棟本館5階 審議会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の令和5年度（2023年度）実施結果及び令和6年度（2024年度）事業計画等について
- （2）熊本県食品ロス削減推進計画の進捗状況について
- （3）その他
 - ・消費生活相談の新システムについて
 - ・次期計画策定スケジュール（案）について

3 閉 会

《 配 付 資 料 》

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の令和5年度(2023年度)実施結果及び令和6年度(2024年度)事業計画等について |
| 資料2 | 令和5年度（2023年度）消費者基本計画個別事業管理表（第4次基本計画関係） |
| 資料3 | 令和6年度（2024年度）消費者基本計画個別事業管理表（第4次基本計画関係） |
| 資料4 | 令和5年度（2023年度）熊本県消費者行政の概要 |
| 資料5 | 食品ロス削減に係る実施事業一覧 |
| 資料6 | 次期計画策定スケジュール（案） |

令和6年度（2024年度）

熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会

委員名簿

【熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会委員】

氏 名	団体名・職名	備 考	
赤池 健志郎	人吉市 (市民部地域コミュニティ課長)	行政 (その他関係者)	
浦田 隆治	熊本県商工会連合会 (専務理事)	事業者 (事業者団体)	御欠席
川口 和博	熊本県社会福祉協議会 (地域福祉部長)	行政 (その他関係者)	
菊川 雅子	熊本県高等学校教育研究会家庭部会 (熊本県立菊池支援学校副校長)	学識経験者 (教育関係)	
古閑 千尋	熊本県公立高等学校長会 (熊本県立熊本商業高等学校長)	学識経験者 (教育関係)	
神保 京子	熊本県地域婦人会連絡協議会 (副会長)	消費者 (消費者団体)	
諏佐 マリ	熊本大学 大学院人文社会科学研究部 (准教授)	学識経験者 (教育関係)	
中野 祐子	熊本県生活協同組合連合会 (理事)	消費者 (消費者団体)	
中山 健	NPO法人消費者支援ネットくまもと (理事兼事務局長)	消費者 (消費者団体)	
西村 秀美	一般社団法人熊本県銀行協会 (事務局次長)	事業者 (事業者団体)	
原 彰宏	熊本県弁護士会 (消費者問題対策委員会委員長)	学識経験者 (その他関係者)	
原山 明博	熊本県商工会議所連合会 (専務理事)	事業者 (事業者団体)	
東原 福美	NPO法人熊本消費者協会 (副会長)	消費者 (消費者団体)	
藤本 英行	株式会社熊本日日新聞社 (編集局編集委員兼論説委員)	学識経験者 (その他関係者)	御欠席
山西 佑季	熊本県立大学総合管理学部 (准教授)	学識経験者 (教育関係)	

※五十音順

※備考欄の（ ）内は熊本県消費者教育推進地域協議会委員の分類

○熊本県消費生活条例(抜粋)

(消費者基本計画)

- 第10条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方針その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。
- 3 県は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、熊本県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 県は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(熊本県消費生活審議会)

- 第47条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させるため、熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 一 学識経験のある者
 - 二 消費者を代表する者
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○熊本県消費生活条例施行規則(抜粋)

(審議会の会長等)

- 第27条 熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第28条 審議会は、知事が招集する。

(会議)

- 第29条 審議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第29条の2 審議会に、専門の事項を審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

(庶務)

- 第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

○消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

第2章 基本方針等

（都道府県消費者教育推進計画等）

- 第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第4章 消費者教育推進会議等

（消費者教育推進地域協議会）

- 第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。
- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

○熊本県消費者教育推進地域協議会設置要項（抜粋）

（目 的）

第2条 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、県における消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）熊本県消費者教育推進計画の策定及び変更に関する事項。
- （2）消費者教育を推進するために必要な情報及び調整に関する事項。
- （3）前各号に掲げるもののほか、消費者教育を推進するために必要な事項。

（組 織）

第4条 協議会は、消費者及び消費者団体、事業者及び事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の関係機関で構成する。

2 協議会は、委員15人以内で組織し、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（協議会の会長等）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、協議会を招集し、主宰する。

2 会長は、必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第7条 第3条に規定する協議事項に関する専門的な事項について、必要に応じ調査又は検討を行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長は、必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

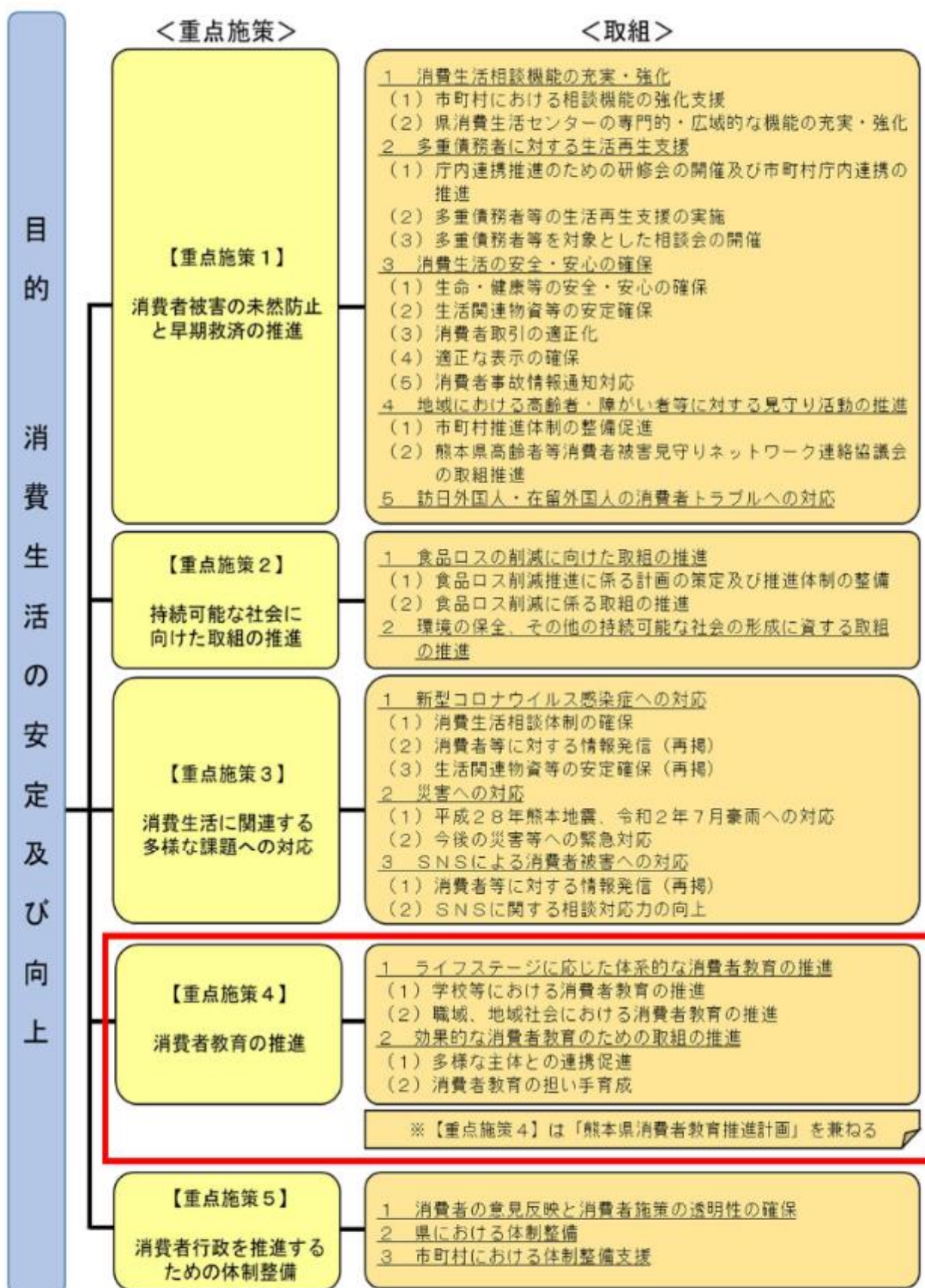
（事務局）

第8条 協議会の事務局を、熊本県環境生活部県民生活局消費生活課に置く。

（雑 則）

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

○第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画・施策体系



※ 重点施策4は「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づく「熊本県消費者教育推進計画」として策定しています。